

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

周南市児童厚生施設条例（平成16年周南市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表児童園の項を削る。

第3条から第6条までを次のように改める。

（事業）

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童館の施設の利用に関すること。
- （2） 健全な遊びを通し、児童の集団及び個別指導を行うこと。
- （3） 児童の福祉を増進することを目的とする団体等との連絡に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

（休館日）

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 8月13日から8月16日まで
- （3） 12月29日から翌年の1月3日まで

（開館時間）

第5条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(対象者)

第6条 児童館の利用対象者は、周南市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 18歳未満の児童
- (2) 児童の保護者
- (3) 児童の健全育成のための団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

第7条の見出し中「及び入園」を削り、同条中「及び児童園に児童の入園を希望する保護者」を削る。

第8条の見出し及び第9条の見出し中「児童館の」を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市児童厚生施設条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 児童厚生施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 児童厚生施設の種類、名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
児童館	周南市富田東児童館	周南市桶川町2番1号	児童館	周南市富田東児童館	周南市桶川町2番1号
	周南市福川南児童館	周南市中畷町6番5号		周南市福川南児童館	周南市中畷町6番5号
児童園	周南市長穂児童園	周南市大字長穂714番地の1			
<p>(事業)</p> <p>第3条 児童館及び児童園は、次に掲げる事業を行う。</p>			<p>(事業)</p> <p>第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。</p>		
種類	事業		(1)	児童館の施設の利用に関すること。	
児童館	(1) 児童館の施設の利用に関すること。		(2)	健全な遊びを通し、児童の集団及び個別指導を行うこと。	
	(2) 健全な遊びを通し、児童の集団及び個別指導を行うこと。		(3)	児童の福祉を増進することを目的とする団体等との連絡に関すること。	
			(4)	前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業	

現行		改正案	
	<p>(3) 児童の福祉を増進することを目的とする団体等との連絡に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業</p>		
児童園	家庭との連携を図りつつ、入園児童の健全育成を図るための保育に関すること。		
<p><u>(休館日及び休園日)</u></p> <p>第4条 児童館の休館日及び児童園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>		<p><u>(休館日)</u></p> <p>第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	
種類	休館日及び休園日		
児童館	<p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 8月13日から8月16日まで</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日まで</p>	<p>(1) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(2) <u>8月13日から8月16日まで</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u></p>	
児童園	<p>(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(2) 3月25日から4月7日まで</p>		

現行

改正案

- (3) 8月1日から8月20日まで
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開館時間及び保育時間)

第5条 児童館の開館時間及び児童園の保育時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

種類	開館時間及び保育時間
児童館	午前9時から午後5時30分まで
児童園	(1) 平日 午前8時15分から午後5時まで
	(2) 土曜日 午前8時15分から午前11時30分まで

(対象者)

第6条 児童館の利用対象者及び児童園の入園対象者は、周南市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

種類	対象者
児童館	(1) 18歳未満の児童
	(2) 児童の保護者

(開館時間)

第5条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(対象者)

第6条 児童館の利用対象者は、周南市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 18歳未満の児童
- (2) 児童の保護者
- (3) 児童の健全育成のための団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

現行

改正案

- (3) 児童の健全育成のための団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

児童園 満3歳以上で小学校就学までの児童

(利用及び入園の手続)

第7条 児童館を利用（第9条に規定する時間外利用以外の利用をいう。）するもの及び児童園に児童の入園を希望する保護者は、市長が別に定める手続によらなければならない。

(児童館の利用の制限等)

第8条 (略)

(児童館の時間外利用の許可)

第9条 (略)

2・3 (略)

(利用料金)

第17条 児童館の利用は、無料とする。

2 児童園に入園を決定された児童の保護者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

3 前項の利用料金は、月額1万5,000円を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用の手続)

第7条 児童館を利用（第9条に規定する時間外利用以外の利用をいう。）するものは、市長が別に定める手続によらなければならない。

(利用の制限等)

第8条 (略)

(時間外利用の許可)

第9条 (略)

2・3 (略)

現行	改正案
<p data-bbox="143 242 1113 322"><u>4</u> 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</p> <p data-bbox="143 376 360 456">(委任) <u>第18条</u> (略)</p>	<p data-bbox="1140 376 1357 456">(委任) <u>第17条</u> (略)</p>